

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 業 務 名 | 多様な担い手確保・育成支援業務 |
| (2) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| (3) 履 行 場 所 | 浜松市 |
| (4) 契約上限金額 | 4,408千円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 業務の目的

本業務は、令和5年改正農地法施行に伴う農地取得の下限面積要件撤廃を好機に、市民への農体験の機会を創出するとともに、多様な担い手（副業や半農ビジネスなど）へとステップアップができる環境を整備する。

3 業務委託内容

(1) サポート付き市民農園の開園支援

参入ハードルが低く栽培技術の習得に期待ができるサポート付き市民農園を開園する。

- ・ 委託者との協議の上、農園の運営主体を1者選定し開園に向けた伴走支援を行うこと。
- ・ 市場調査の項目設計と分析を行うこと。なお、調査は委託者が実施する。
- ・ 選定した運営主体の開園設計支援（農園レイアウト、ほ場や設備整備、農機具や農業資材などの項目出し）を行うこと。
- ・ 選定した運営主体の運営マニュアル設計支援（運営ノウハウ、アドバイザー育成、年間モデル栽培スケジュールなど）を行うこと。
- ・ 開園候補地の選定は委託者及び選定した運営主体で行う。
- ・ 開園（農地取得、ほ場・設備整備）や運営（アドバイザー人件費や運営管理）にかかる実費は選定した運営主体が負担する。なお、初期費用と運営費用を勘案し、将来的に自走可能な収支計画の設計支援を行うこと。
- ・ 農園利用者の募集は委託者と選定した運営主体が行う。

(2) 小規模農業者を育てる研修機関の支援

週末農業や副業、半農ビジネスなど、多様な担い手の育成を目指す研修制度を創設する。

- ・ 委託者と協議の上、研修の運営主体を1者選定し研修実施に向けた伴走支援を行うこと。
- ・ 神戸市で実施している神戸ネクストファーマー制度を参考に、浜松市の実情に合った制度の設計支援を行うこと。
- ・ 選定した運営主体による研修プログラムの設計支援を行うこと。なお、受講者が栽培技術に加え、流通、販売、マーケティングなどの農業経営に必要な技術と知識を習得させることができる研修プログラムとすること。
- ・ 研修に必要なほ場・設備整備や運営（講師や運営管理）にかかる実費は、選定した運営主体が負担する。

- ・ 研修受講者の募集は委託者と選定した運営主体が行う。

4 成果物

(1) 報告書

業務委託内容の実施結果及びその検証と分析結果をまとめた報告書

- ・ サポート付き市民農園の参入促進に向け、運営主体の参考となる開園と運営のマニュアルを体系的に整理すること。
- ・ 小規模農業者を育てる研修機関の認定促進に向け、意欲ある農業者を研修機関として育成していくために必要となる制度や支援などの提案をすること。
- ・ 業務委託内容の検証や他自治体の先進的な取り組みなども含め、多様な担い手の確保に向けた効果的な施策を提案すること。また、その際の費用感や工程も提案すること。

(2) データー式

制作物一式をデジタルデータにして保存したポータブル記録媒体

5 その他

- (1) 契約締結後、業務予定表を委託者に速やかに提出すること。
- (2) 本業務における成果品についての著作権、著作権等は浜松市に帰属する。
- (3) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (4) 受託者は、成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (5) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (6) 本業務の遂行に当たっては環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること。
- (7) 本仕様に記載のない事項については委託者と協議して決定する。